

亀山市選挙管理委員会告示第30号

亀山市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月21日

亀山市選挙管理委員会

委員長 山内 秀喜

亀山市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

亀山市選挙管理委員会規程（平成17年亀山市選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(公印) 第23条 <u>委員会、委員長及び事務局長</u> の公印は、別表のとおりとし、その取扱いについては、市の公印の取扱いの例による。	(公印) 第23条 <u>委員会及び委員長の公印は</u> 、 別表のとおりとし、その取扱いについては、市の公印の取扱いの例による。

別表に次のように加える。

事務局 長印	亀山市選挙管理委員会事務局長印	<table border="1"><tr><td>局員 長 之 印</td><td>举 管 事 務</td><td>亀 山 市 選</td></tr></table>	局員 長 之 印	举 管 事 務	亀 山 市 選	れい書	方18	黄楊	事務局長名による一般文書用	1
局員 長 之 印	举 管 事 務	亀 山 市 選								

附 則

この告示は、令和7年4月22日から施行する。